

令和 8年度巡回女性被扶養者健診業務委託契約書（案）

名古屋市職員共済組合（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲の実施する巡回女性被扶養者健診（以下「巡回健診」という。）について、次の条項のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

- 第 1条 甲は、乙に対して、甲の組合員の女性被扶養者のうち、令和 8年 4月 1日を基準日として甲の資格を有し、受診する年度中に30歳から75歳となる者（昭和26年 4月 2日～平成 9年 4月 1日生で、受診当日75歳の者は対象外）で、受診希望者に対し実施する巡回健診業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 乙は、巡回健診受診者のうち40歳以上の者（昭和26年 4月 2日～昭和62年 4月 1日生）に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づく特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要が有る者として厚生労働省で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者としての厚生労働省で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）を、あわせて実施するものとする。
- 3 乙は、この契約書及び仕様書に従い、前 2項の業務を処理するものとする。

（当然履行業務）

第 2条 乙は、この契約について、契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、履行上当然に必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で実施するものとする。

（巡回健診業務内容）

第 3条 甲が乙に委託する業務内容の詳細は仕様書のとおりとする。

（契約金額）

第 4条 この契約に係る業務に要する費用は、次表に掲げる単価により受託業務の実施件数に基づき、甲が乙に支払うものとし、契約金額（予定額）は、〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額〇〇円）とする。消費税等の額は、消費税法第28条第 1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83により算出したもので、契約金額に 110分の10を乗じて得た金額である。

なお、この契約金額には、第 5条第 1項で定める受診者負担金が含まれる。

項目		予定者数	単価 (税込)	総額 (税込)
基本項目		2,300人	円	円
オプション 項目	胃部X線検査	1,100人	円	円
	子宮がん検査	2,000人	円	円
	乳がん検査	2,000人	円	円
眼底検査		1人	円	円
特定保健指導 (動機付け支援)		35人	円	円
特定保健指導 (積極的支援)		35人	円	円
合計 (契約金額 (予定額))				円

2 特定健康診査の医師が必要と認めて行う、詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）の眼底検査（以下「眼底検査」という。）及び特定保健指導の委託料の詳細は別表「特定委託料内訳書」のとおりとする。

（受診者負担金等）

第 5条 この契約に基づく巡回健診を受診する者の費用負担（以下「受診者負担金」という。）は、次表のとおりとする。

項目		受診者負担金
基本項目		0円
オプション 項目	胃部X線検査	2,000円
	子宮がん検査	0円
	乳がん検査	0円
眼底検査		0円
特定保健指導 (動機付け支援)		0円
特定保健指導 (積極的支援)		0円

2 乙は、受診当日に乙の責任において受診者負担金を徴収することとする。

（検査及び補正）

第 6条 乙は、甲の指示に伴い受託事務の実施結果を仕様書に定められた様式により報告し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、契約の履行が不完全であると判断した場合は、期限を指定して補正、引換えその他適切な手段によって完全な履行を要求するものとする。

（委託料の請求及び支払）

第 7条 この契約に基づく支払金額は、第 4条第 1項に定める契約単価に受診者人数を乗じた額とする。ただし、第 5条第 1項に定める受診者負担金に受診者人数を乗じた額を控除する。

2 乙は、前項に定める支払金額について、月ごとに仕様書に定める報告書を提

出後、健診月及び特定保健指導実施月の翌月末までに請求書により甲に請求するものとする。なお、請求書は基本項目及びオプション項目並びに眼底検査及び特定保健指導について、それぞれ提出すること。

- 3 特定保健指導の積極的支援における期間中に利用者が資格を喪失した場合は、甲が乙に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、乙は利用停止までの結果に関するデータを甲へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を乙に支払うこととする。
- 4 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を乙に支払うこととする。
- 5 甲は、契約が履行されたことを確認し、乙の適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- 6 乙は、実施件数が予定件数を超えたことにより第4条第1項に定める契約金額（予定金額）を超えて請求する必要がある場合には、甲乙協議による契約変更を行った後、甲に対して請求できるものとする。

（契約期間）

- 第8条 本契約の有効期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとし、この契約による巡回健診及び特定保健指導の実施時期は仕様書のとおりとする。
- 2 前項の有効期間内に開始した特定保健指導については、当該業務の終了する日までを有効期間とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第9条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

- 第10条 乙は受託業務の処理を、甲の承認を受けることなく第三者に再委託し又は請け負わせてはならない。

（報告義務）

- 第11条 乙は、この契約が天災地変その他不可抗力の障害により履行できないときは、直ちに甲に報告し適切な処置を行わなければならない。
- 2 乙は、健診業務遂行中に起きた事故、苦情対応等については記録し、速やかに甲に対して報告する義務を負う。
 - 3 乙は、健診業務遂行中に起きた事故等により受診者又は第三者に費用が発生する場合には、乙の負担とする。

（セキュリティ対策及び監査）

- 第12条 乙は、本業務を実施するために取得した情報の保護のため、必要なセキ

セキュリティ対策を講じなければならない。

- 2 甲は、委託内容及びセキュリティ対策に関し必要な対策がされていることを定期的に確認し、必要に応じ実地確認調査等を実施する。
- 3 乙は、情報セキュリティ対策を含む委託内容に関する検査・監査に応じる義務を負う。

(延滞金)

第13条 乙が正当な理由なく債務の履行を遅延した時は、遅延日数に応じ、第4条第1項に定める額から検査に合格した受託事務に相応する代金を控除した額につき、契約締結日における名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第33条に定める割合を乗じて計算した額を延滞遅延金として徴収する。

2 甲は、前項の延滞金を徴収しようとするときは、納入期限を定め請求しなければならない。

3 甲は、乙が前項に規定する延滞金を納入期限までに納入しないときは、支払金額から延滞金相当額を控除することができる。

4 第1項に規定する遅延日数には、検査に要した日数及び第6条第2項の規定により完全な履行をさせるために最初に指定した期限までの日数は参入しない。

(目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任)

第14条 乙は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない物品を引渡した場合におけるその不適合について、担保の責任を負わなければならない。この場合において、乙が負う担保責任の期間は、甲がその不適合（数量に関する不適合を除く。）を知った日から1年以内とする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。

(1) 正当な理由なくこの契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(2) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) この契約の履行に当たり、甲の職員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。

(4) この契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

(5) この契約に定めた条件に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) この契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。

(2) 乙が、この契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) この契約解除の申し出があり、甲が事由を正当と認めたとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（談合その他の不正行為に係る甲の解除権）

第16条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、第15条第 1項第 2号に規定する不正行為とみなし、契約を解除することができる。この場合において、同条第 1項に規定する催告を要しないものとする。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第 3条、第 6条、第 8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第

49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

- (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

（契約が解除された場合等の取扱い）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は第4条第1項に定める額に100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合（第15条第2項第6号を除く。）
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第18条 乙がこの契約に関して第16条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は第4条第1項に定める額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、受託業務に対する支払いが完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じ、契約締結日における名古屋市契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第16条第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
- (2) 第16条第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき、又は同条第3号のうち、刑法第

198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同条第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

- 2 前項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、すでに解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が終了した後においても適用するものとする。

（相殺）

第19条 甲は、この契約において、乙から徴収すべき金額があるときは、その金額と乙に支払うべき代金を相殺する。

（雑則）

第20条 この契約の各条項及び仕様書に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義があるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 8年 月 日

委託者（甲）

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市職員共済組合

理事長 中田 英雄

受託者（乙）

別表

特定委託料内訳書

区 分		1人当たり 委託料単 価 (消費税 抜)	1人当たり 委託料単価 (消費税10% 含)	支払条件	
特定 健康 診 査	詳細 な健 診項 目(医 師の 判断 による 追加 項目)	眼底検査(両 眼) (フィルム代含 む)	円	円	健診実施後に一括
特定 保 健 指 導 ※ 1	動機付け支援 ※ 2	円	円	面接による支援終了後に左記 金額の8/10を支払※ 3 残る2/10は実績評価終了後に 支払	
	積極的支援	円	円	初回時の面接による支援終了 後に左記金額の4/10を支払※ 3 残る6/10(内訳としては 3か月 以上の継続的な支援が5/10、 実績評価が1/10)は実績評価 終了後に支払 3か月以上の継続的な支援実 施中に脱落等により終了した場 合は、左記金額の5/10に実施 済みポイント数の割合を乗じた 金額を支払	

※ 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や
情報提供に要する費用を含んだものとする。

※ 1 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生
じる場合は、四捨五入により 1円単位とする。

※ 2 受診者に対し動機付け支援を実施し、3か月経過後に実績評価を行うに
至った段階で、受診者が被扶養者の資格を喪失している場合であっても、
共済組合は共済組合負担額の残り2/10の費用を実施機関に支払うこととす

る。ただし、実績評価前に共済組合が実施機関に資格喪失を連絡し、利用停止について双方が確認した場合は、この限りではない。

- ※ 3 動機付け支援及び積極的支援の初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接 2回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接 1回目を実施する前に初回分割面接 2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として共済組合に連絡し、その対応を確認した上で費用請求ができることとする。

(実施機関の責により実施できなかった場合は、費用請求はできない。)

- イ 初回分割面接 2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。
- ロ 初回分割面接 2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡が取れなかった場合。
- ハ 初回分割面接 1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの対象者が初回分割面接 2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回分割面接 2回目を終了させる）よう試みること。